

財務諸表に関する注記

公益社団法人 日本糖尿病協会

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品・・・先入先出法に基づく原価法を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用している。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用している。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用している。

ソフトウェア

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法を採用している。

長期前払費用

均等償却している。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

職員の退職金の支給に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

なお、退職給付債務の計算にあたっては、退職金規定に基づく期末法人都合要支給額を基礎としている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっている。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	52,616,822	3,304,877	2,436,180	53,485,519
ガリクソン賞基金引当預金	1,377,712	12	0	1,377,724
小児糖尿病基金引当預金	78,821,147	2,018,587	600,000	80,239,734
地域振興基金引当預金	234,828,276	1,445,571	0	236,273,847
国際糖尿病基金引当預金	48,808,861	22,820	277,130	48,554,551
立川俱子賞運用資金	700,000	0	50,000	650,000
AASD フットケア運用資金	13,002,196	124	1,366,025	11,636,295
研究運用資金	247,066,636	65,763,271	118,833,686	193,996,221
合 計	677,221,650	72,555,262	123,563,021	626,213,891

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味財産からの 充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	53,485,519	0	189	53,485,330
ガリクソン賞基金引当預金	1,377,724	1,375,886	1,838	0
小児糖尿病基金引当預金	80,239,734	51,688,339	28,551,395	0
地域振興基金引当預金	236,273,847	56,244,055	180,029,792	0
国際糖尿病基金引当預金	48,554,551		48,554,551	0
立川俱子賞運用資金	650,000	650,000	0	0
AASD フットケア運用資金	11,636,295	11,636,171	124	0
研究運用資金	193,996,221	193,996,221	0	0
合 計	626,213,891	315,590,672	257,137,889	53,485,330

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物付属設備	4,601,200	3,532,683	1,068,517
器具備品	1,470,015	1,178,932	291,083
リース資産	2,600,424	1,040,168	1,560,256
ソフトウェア	4,044,510	847,638	3,196,872
長期前払費用	319,853	159,926	159,927
合 計	13,036,002	6,759,347	6,276,655

5. 指定正味財産から一般正味財産への振替額

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
目的達成による指定解除額	120,249,711
合 計	120,249,711

6. リース取引関係

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

その他固定資産：複合機

7. 関連当事者取引関係

公益法人会計基準にて注記が必要とされる関連当事者取引はない。

8. 後発事象

公益法人会計基準にて注記が必要とされる後発事象はない。